

第 61 回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告

令和 6 年 7 月 10 日
個人情報保護委員会

令和 6 年 6 月 20 日（木）及び 21 日（金）（いずれも日本時間）、カナダのブリティッシュ・コロンビア州情報プライバシー・コミッショナーオフィスの主催によりオンライン形式で開催された第 61 回アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities : A P P A）フォーラム（※）に、浅井委員及び事務局職員が参加した。

（※）アジア太平洋地域のデータ保護機関（14 の国・地域（オーストラリア、カナダ、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン）、21 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催。当委員会は 2014 年からオブザーバーとして参加し、2016 年に正式メンバーとなった。

本フォーラムにおいて、当委員会が登壇したセッション及び発言概要は以下のとおり。

1. 各国からの報告：調査と執行

浅井委員より、日本国内における個人情報保護法に基づく執行事例として、民間事業者の漏えい等事案について、当委員会が当該民間事業者に対して行った、安全管理措置の不備を理由とする勧告及び指導について説明を行った。最後に、当委員会は、勧告等を踏まえた改善策の実施状況を引き続き注視している旨を付言した。

2. 第 62 回 A P P A フォーラムについて

浅井委員より、次回の第 62 回 A P P A フォーラムは、当委員会の主催により東京にて開催される旨を発表した。

このほか、本フォーラムでは、「職場における A I」、「合成データ（Synthetic Data）」、「（こどもの）年齢認証」等のテーマにつき、各データ保護機関等の取組の共有及び意見・情報の交換が行われた。

また、A P P A の各ワーキンググループから活動状況が報告されたほか、最新動向として、世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly : G P A）、グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network : G P E N）、グローバル越境プライバシールール（Cross-Border Privacy Rules : C B P R）フォーラム等における各活動状況が紹介された。

本フォーラムでの各発表を踏まえて採択されたコミュニケは資料 2 - 2、その仮訳は資料 2 - 3 のとおり。

(以上)